

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	母子保健法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山県市は、母子保健法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

山県市長

公表日

令和5年6月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健法に関する事務
②事務の概要	<p>母子保健法に基づき、母子保健手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を実施する事務を行っている。</p> <p>母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <ul style="list-style-type: none">①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨②新生児の訪問指導の実施③健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨④妊娠の届出の受理又は届出に係る事実の審査⑤母子健康手帳の交付に関する事務⑥妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨⑦低体重児の届出の受理又は届出に係る事実の審査⑧未熟児の訪問指導の実施⑨養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給⑩市町村が養育医療の給付に要する費用を支弁した場合のその措置を受けた者等からの費用の徴収 <p>【子育てOSSに係る事務】 妊婦健診の勧奨・健診情報等及びアンケートの郵送、マイナポータルのお知らせ機能による通知、妊娠届及び事前アンケートの受理事務</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	新健康管理システム、母子保健システム、統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番49
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二項番26、56の2、69の2、70、87
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山県市総務課 岐阜県山県市高木1000番地1 0581-22-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山県市総務課 岐阜県山県市高木1000番地1 0581-22-2111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月9日	I-1-②	<p>母子保健法に基づき、母子保健手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を実施する事務を行っている。</p> <p>母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①～⑩ 略</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	<p>母子保健法に基づき、母子保健手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を実施する事務を行っている。</p> <p>母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①～⑩ 略 【子育てOSSに係る事務】 妊婦健診の勧奨・健診情報等及びアンケートの郵送、マイナポータルのお知らせ機能による通知、妊娠届及び事前アンケートの受理事務</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	事前	
平成29年6月9日	I-1-③	母子保健システム、統合宛名システム、中間サーバー	新健康管理システム、母子保健システム、統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事前	
平成29年6月9日	II ①いつ時点の計数か	平成27年1月27日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	
平成29年6月9日	II ②いつ時点の計数か	平成27年1月27日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	
平成30年7月9日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康介護課	子育て支援課	事後	
平成30年7月9日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康介護課長 藤田弘子	子育て支援課長 安川英明	事後	
平成30年7月9日	II ①いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	
平成30年7月9日	II ②いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	
令和1年6月18日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	子育て支援課長 安川英明	子育て支援課長	事後	
令和1年6月18日	II ①いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月18日	Ⅱ②いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月18日	Ⅳリスク対策	なし	追加	事後	
令和2年4月3日	4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二項番70	番号法第19条第7号、別表第二項番26、56の2、69の2、70、87	事前	
令和2年4月3日	Ⅱ1.対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事前	
令和2年4月3日	Ⅱ1.対象人数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和2年4月3日 時点	事前	
令和2年4月3日	Ⅱ2取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和2年4月3日 時点	事前	
令和3年6月1日	Ⅱ①いつ時点の計数か	令和2年4月3日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	
令和3年6月1日	Ⅱ②いつ時点の計数か	令和2年4月3日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	
令和3年6月24日	I-4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日付で施行される番号法の改正に向けた変更
令和4年6月10日	Ⅱ①いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	
令和4年6月10日	Ⅱ②いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	
令和5年6月1日	Ⅱ①いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	
令和5年6月1日	Ⅱ②いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	